

# 令和5年度 新規採用栄養教諭研修の手引



岐阜県教育委員会 教育研修課



# 新規採用栄養教諭研修の実施にあたって

新規採用栄養教諭研修を担当される先生方には、これから一年間、主に校内研修を中心に新規採用の先生方の指導に当たっていただくこととなりますが、どうぞ宜しくお願いいたします。

さて、近年、社会や子供たちを取り巻く環境は劇的に変化し、そのスピードは一段と加速しており、価値観も益々多様化しています。さらに、長引く新型コロナウイルス感染防止対策のため、最も楽しい時間であるはずの給食が黙食となり、日頃の活動のみならず、子供たちの心にも大きな影響を及ぼしています。また、食生活や健康管理に関しては、偏食や過度のダイエット、食物アレルギーへの対応等、様々な課題も指摘されています。とりわけ、栄養に関する専門性と教育に関する専門性を併せもち、食育の指導や食の安全・安心の提供、学校給食の管理を一体的な職務とする栄養教諭にとって、その責務と本研修の果たすべき役割は、極めて大きなものであると認識しています。

こうした中、県教育委員会では、一昨年度「岐阜県『教員のキャリアステージ』における資質の向上に関する指標」を改訂し、「令和の日本型学校教育」を担う教員に求められる資質・能力を再整理するとともに、今年度から全ての学校に研修主事を置き、学校現場における学びを一層充実させる仕組みを整えたところです。今後は、各校の研修主事とも連携を図りつつ、校外研修と校内研修を往還させながら本研修を進めていただき、新規採用教員が「自ら学び続ける教職員」として、矜持をもった教育者になるよう導いてくださることを切に願っています。

本研修は、校外においては総合教育センター等での研修を受講し、校内においては校長等の指導の下、校内研修指導員を中心に協働的な体制で実施していただくこととしていますが、採用一年目は不安も大きく、悩みも尽きない時期でもあります。指導を担当される先生方には、日常の様子も見守っていただき、校内支援体制を機能させ、多くの先生方が新規採用教員に関わる環境を構築してもらえると幸いです。

この手引には、総合教育センターや各学校、オンライン等で行う校外研修とリンクさせた校内研修が計画的に進められるよう、必要な情報と関係文書がまとめてあります。是非、有効活用していただき、希望に満ちて岐阜県の教員に採用された先生方が、未来を担う子供たちと共に成長し、保護者や地域からも信頼される教員として活躍できるよう、温かい指導・助言をお願いいたします。

令和5年4月

岐阜県教育委員会  
教育研修課長

# 令和5年度 新規採用栄養教諭研修（任用替を含む）

## （小・中・義・高・特）実施要項

### 1 ねらい

専門職としての知識・技能を習得するとともに、児童生徒の食生活に関する現状と課題を捉える。そして、栄養教諭としての職務を適切に遂行できる実践的指導力と教育公務員としての使命感を養い、幅広い知見を身に付ける。

### 2 対象

令和5年度新規採用栄養教諭（任用替を含む）

### 3 内容

- (1) 校外研修（6日）（任用替は4日 内容は別添「新規採用栄養教諭研修計画」を参照）
  - ・ 県教育委員会が作成する校外研修実施計画に基づき、教育研修課が実施する。
  - ① 総合教育センターにおける研修（3日）（任用替は1日）
    - ・ 小・中・義・養との合同での研修と栄養教諭の職務、担う役割、学校経営への参画の在り方及び関係法規等の研修を受ける。
  - ② 研究授業における研修（1日）
    - ・ 研究授業の会場校において、教科等におけるTT授業の在り方について研修を受ける。
  - ③ 実践的指導力向上研修（2日）
    - ・ 栄養教諭から給食調理及び衛生管理の実際について研修を受ける。
    - ・ 栄養教諭から食に関する指導や学級担任等との連携の在り方や実態把握の仕方等について研修を受ける。
- (2) 校内研修（13日）（任用替は1日とし、配置校研修における研究授業を行う）
  - ① 当該学校及び共同調理場（以下「学校等」という）に新規採用栄養教諭研修校内研修指導者（以下「校内研修指導者」という）を配置し、校内研修指導者を中心に他の教職員と連携しつつ指導及び助言による研修（以下「校内研修」という）を行う。
  - ② 研修内容は、別添を参考に、学校の実情に合わせて計画的に行う。研修項目すべてについて研修し、新規採用栄養教諭が職務を適切に遂行できるよう内容や研修時間を検討し実施する。
  - ③ 配置校研修における研究授業
    - ・ 配置校において実践的指導力を培うため研究授業及び授業研究会を行う。
    - ・ 小中義務教育学校は、各教育事務所の担当主事と相談し実施する。
    - ・ 特別支援学校は、校長の指導の下に実施する。
    - ・ 原則として、9月から11月までに1回実施する。
    - ・ 日程に「教科、特別活動等におけるTT（研究授業）」「授業研究会」「校長等による指導・助言」を入れる。
    - ・ 研究授業については、事前に校長等の指導を受ける。
    - ・ 配置校での研究授業の機会を食育推進の一貫と捉え、複数の教員による研修体制をとれるようにする。

\* 校内研修は1月中旬までに終了するようにする。

### 4 年間研修計画

- (1) 校外研修については、別添「新規採用栄養教諭研修計画（1）校外研修 全6日」のとおりとする。
- (2) 校長及び共同調理場長（以下「校長等」という。）は、県教育委員会が示す研修計画に基づき、当該学校等の実情に配慮し、校内研修指導者の参画を得て校内研修実施計画を作成する。

- (3) 校内研修実施計画については、校外研修との関連に配慮して、校内研修指導者を中心とする指導・助言による研修項目及び時期、その他必要な事項を定める。

## 5 研修の校内体制

- (1) 校内研修指導者は、校長等の指導のもとに、校内研修実施計画に従い、指導・助言を行う。
- (2) 校長、教頭、保健主事等は、校内研修実施計画に従い、研修項目に応じて指導・助言に当たる。
- (3) 校内研修指導者以外の教職員は、校長等の指導のもとに、校内研修指導者と連携しつつ、校内研修指導者の職務を補充して、指導・助言に当たる。
- (4) 校内研修指導者は、校内研修における指導・助言の状況を把握し、系統的・組織的な研修が行われるようにする。
- (5) 校長等は、校内研修指導者を援助する学校全体としての協同的な体制を確立するとともに、これを校務分掌に位置付ける。
- (6) 校長等は、新規採用栄養教諭が校外研修を受ける間、その職務が校内研修指導者又は他の教職員によって適切に行われるようにするなど、校内体制を整備し、業務に支障のないように配慮する。

## 6 校内研修指導者（任用替の場合は必要としない）

- (1) 小中義務教育学校の校内研修指導者は、教育事務所の推薦を受け、各教育事務所が委嘱する。特別支援学校の校内研修指導者は、校長の具申に基づき、県教育委員会が委嘱する。
- (2) 校内研修指導者は、原則として栄養教諭経験者の退職者または栄養教諭で、校内研修指導者としての資質を有する者とする。
- (3) 校内研修指導者の任用期間は、委嘱日から翌年3月31日までとする。
- (4) 特別支援学校の校内研修指導者は、別紙 個人調書を県教育委員会へ提出する。
- (5) 指導内容は、別添「(2) 校内研修 全13日」を参考に、学校等の実情に応じた校内研修実施計に基づくものとする。
- (6) 校内研修指導者の勤務条件は次のとおりとする。
- ①学校において新規採用栄養教諭の校内研修の指導者としての職務を行う。
  - ②任用期間において、1日4時間、13日間の校内研修の指導を行う。（日時については学校等と校内研修指導者間で相談の上、決定する）
  - ③校内研修指導者は、新規採用栄養教諭研修実施校校内研修指導者連絡協議会に参加する。

## 7 校外研修に係わる後補充のための非常勤講師

- (1) 新規採用栄養教諭研修の校外研修に伴い、学校の必要に応じて校外研修実施日に勤務する1名の非常勤講師を配置することができる。但し、任用替の場合は配置しない。
- (2) 後補充のための非常勤講師の勤務条件は次のとおりとする。
- ①任用期間内において、長期休業中を除く校外研修日で、1日4時間、年間6日を上限とする。
  - ②校内研修指導者と兼ねてもよい。

## 8 新規採用栄養教諭研修実施校 校内研修指導者連絡協議会

### <小・中・義務教育学校>

- (1) 研修内容の確認や指導方法を検討し、新規採用栄養教諭研修が円滑かつ効果的に実施できるよう、新規採用栄養教諭研修実施校校内研修指導者連絡協議会を開催する。
- (2) 新規採用栄養教諭が所属する校長（共同調理場に勤務する場合は共同調理場長を含む）、校内研修指導者、県教育委員会関係者等で構成する。
- (3) 実施回数については、教育事務所ごとに開催する。

### <高・特>

- (1) 新規採用栄養教諭研修校の校内研修指導者に対し、研修内容を徹底するとともに、実施校相互の情報交換を行い、新規採用栄養教諭研修の円滑かつ効果的な実施を図るため、連絡協議会を年1回開催する。

- ・期日 : 令和5年4月6日(木) 13時30分～15時30分
- ・会場 : Webによる開催

**9 新規採用栄養教諭研修実施校 校長連絡協議会（高・特）**

新規採用栄養教諭研修実施状況等の聞き取りと情報交換を目的とし、年1回開催する。

- ・開催時期：令和5年7月～10月（開催方法等詳細については、後日、連絡します。）

**\* 8・9について、任用替の場合は、それに代わるものとして「指導者連絡協議会」を設ける。**

新規採用栄養教諭研修が円滑に実施できるよう、新規採用栄養教諭が所属する校長、県教育委員会関係者等で構成し、年1回実施する。

## 10 実施計画書及び実施報告書等の提出

### (1) 小・中・義務教育学校

提出書類	提出先	提出期限	
		学校 →市町村教委	市町村教委→ 教事
<a href="#">(様式1) 校内研修実施計画書</a> <a href="#">(様式2) 校外研修に係る補充計画書</a> <a href="#">(様式3) 配置校研修研究授業実施計画書◎</a>	校長は、 市町村教委へ提出 ※2	市町村教委は、 教育事務所へ提出 ※2	令和5年 6月20日(火)
<a href="#">(様式4) 校内研修実施報告書</a> <a href="#">(様式5) 校外研修記録カード(写)◎</a> <a href="#">(様式6) 校外研修に係る補充実施報告書</a> <a href="#">(様式7) 配置校研修研究授業実施報告書◎</a> <a href="#">非常勤講師勤務実績簿(写)※1</a>			令和6年 3月15日(金)

※1 非常勤講師勤務実績簿(写)は、備考欄等に、校内研修指導者として勤務した日は「指導」、後補充として勤務した日は「補充」、会議に参加した日は「会議」等と内容がわかるように記載すること。

※2 市町村教育委員会及び教育事務所への提出期限日は、後日連絡あり。

※任用替は◎印を提出する。

### (1) 県立特別支援学校

提出書類	提出先	各学校→教育研修課
<a href="#">(様式8) 校内研修指導者の推薦について</a> <a href="#">(様式9) 校内研修指導者個人調査</a>		令和5年 4月5日(水)
<a href="#">(様式1) 校内研修実施計画書</a> <a href="#">(様式2) 校外研修に係る補充計画書</a> <a href="#">(様式3) 配置校研修研究授業実施計画書◎</a>		令和5年 4月28日(金)
<a href="#">(様式4) 校内研修実施報告書</a> <a href="#">(様式5) 校外研修記録カード(PDF)◎</a> <a href="#">(様式6) 校外研修に係る補充実施報告書</a> <a href="#">(様式7) 配置校研修研究授業実施報告書◎</a> <a href="#">非常勤講師勤務実績簿※1(PDF)</a>		令和6年 3月1日(金)

※1 非常勤講師勤務実績簿(写)は、備考欄等に、校内研修指導者として勤務した日は「指導」、後補充として勤務した日は「補充」、会議に参加した日は「会議」等と内容がわかるように記載すること。また、勤務実績がない月は「勤務実績なし」として報告すること。

※各様式は、デジタルデータで作成し、メールにて教育研修課へ提出する。

教育研修課代表者メール：[c17781@pref.gifu.lg.jp](mailto:c17781@pref.gifu.lg.jp)

※任用替は◎印を提出する。

## 1.1 学校で勤務する者としての心構え

始業式以降、すぐに児童生徒とかかわります。児童生徒の生命と健康を第一に考え、次のようなことに十分気をつけながら職務にあたります。

<栄養教諭として>

楽しい給食の時間とするためには、安全、安心でおいしい給食の提供が必須である。

- (1) 食中毒・異物混入防止
  - ① 学校給食衛生管理基準の遵守を図る。
  - ② 食事環境の整備や基本的な衛生管理を学校全体で行う。
  - ③ 異常を感じたらすぐに対応する。
- (2) 食物アレルギー事故防止
  - ① 食物アレルギーを有する児童生徒も安全に給食の時間が過ごせるよう学校全体で対応する。
  - ② 誤食・誤配の防止のため、給食調理や作業の単純化等の軽減を工夫する。
  - ③ 保護者との相互理解や情報収集、情報共有などを行う。
  - ④ 食物アレルギーを有する児童生徒の様子の見守りをし、異常を感じたらすぐに対応する。

<学校生活の中で>

児童生徒の様子に違和感を感じた際は、速やかに対応・報告等が必要です。

- (1) 事故（外傷、急病等も含む）発生時の対応
  - ① 応急手当の実施：優先すべきことは、児童生徒等の生命と健康である。
  - ② 管理職への報告：速やかに連絡する。
  - ③ 被害児童生徒等の保護者への連絡：第一報は可能な限り早く連絡する。
- (2) いじめ等の未然防止と早期発見・早期対応の徹底
  - ① 「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえるものであること」、「だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであること」を十分に認識する。
  - ② いじめの早期発見と早期対応  
児童生徒が発する小さなサインを見逃さないよう日頃から丁寧に児童生徒理解を進め、早期発見に努める。そのためには、表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取る必要がある。

※上記の詳細については、研修の中で学びます。  
また、周りの教職員からも対応の仕方を学びましょう。